



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会社名 中央自動車工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂田 信一郎
(コード番号 8117 東証第2部)
問合せ先 常務取締役総務本部長 藤井 俊和
(TEL : 06-6443-5807)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 78 回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役に当社グループの中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として導入するものであります。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、平成 22 年 6 月 24 日開催の第 71 回定時株主総会において年額 2 億 80 百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)とご承認をいただいておりますが、本株主総会においては、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いする予定であります。

2. 本制度の概要

本制度の対象となる当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)は、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のために支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は年額 60 百万円以内とし、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会の審議を経て決定することといたします。また、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分され

る当社の普通株式の総数は年 81,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込み金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償で取得すること等をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。なお、本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社開設する専用口座で管理する予定です。

以上